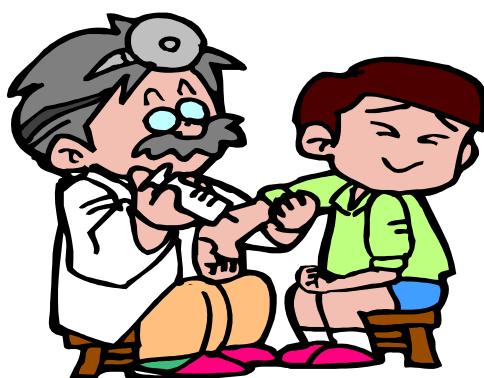


平成29年度

秋田県医学生修学資金のしおり

<地域枠>



- ◎修学資金は納税者の方の大切な税金により運営されます。
- ◎秋田県医学生修学資金の貸与にあたっては、貸与の決定から、貸与終了、返還免除又は返還完了までの間、数多くの手続きが必要となります。
- ◎この修学資金は医師を目指すご自身に貸与されるものですから、この制度の趣旨や手続きを十分理解してから申込みしてください。

はじめに

秋田県医学生修学資金貸与制度について

- 将来、秋田県内の公的医療機関等の医師として地域医療に従事しようとする気概と情熱に富んだ医学生の方に対して、秋田県が修学に必要な資金を貸し付ける制度です。
- 県内の公的医療機関等で貸与期間の1.5倍に相当する期間を県内の公的医療機関等で引き続き勤務（以下、「継続従事期間」という。）すると返還が免除されます。
※ 継続従事期間のうち、その2分の1の期間については、知事が指定する県内の公的医療機関等において、医師の業務に従事する必要があります。

(1) 貸与対象者

平成29年度秋田大学推薦入試Ⅱ 医学部医学科「地域枠」の合格者

(2) 貸与人員 24名

(3) 貸与額

- ① 月額貸与金 150,000円（アパート等の自宅外通学者）
100,000円（自宅通学者）
- ② 入学料相当額 282,000円

(4) 貸与期間及び貸与方法

- ① 貸与期間は平成29年4月から大学を卒業するまでの6年間です。
- ② 月額貸与金は毎月貸与します（預金口座に振込）。入学料相当額は、初回（平成29年4月分）の月額貸与金に加算して貸与します。
- ③ 年度ごとに県と貸与契約を取り交わしていただきます。

(5) 貸与の休止

修学生が休学したとき、又は停学の処分を受けたときは、その期間中の貸与は行いません。

(6) 貸与契約の解除

修学生が以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸与を解除します。

- 退学したとき
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 死亡したとき
- 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

修学資金の貸与が解除された場合には、貸与を受けた修学資金の全額に利息を付して返還しなければなりません。

ただし、修学生が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により、修学資金を返還することができないと秋田県が認めるときは、当該修学資金の返還の全部又は一部が免除される場合があります。

(7) 修学生へのサポート体制

県と秋田大学が共同で運営する「あきた医師総合支援センター」が、修学資金に関する様々な疑問・質問にお答えします。また、各種セミナー情報の提供や卒業後のキャリア形成に関する相談対応など幅広くサポートしています。(センターの窓口は次のとおりです)

◇修学資金制度、申請・届出に関すること → 県庁医師確保対策室 内

◇キャリア形成、セミナー情報に関すること → 大学病院シミュレーション教育センター 内

※サポートに当たっては貸与申請書の情報を活用させていただきます。

※様々な情報を提供するために、メールアドレスの登録をお願いします。

— 貸与申請 Q&A —

Q 1	貸与申請の際に必要な書類を教えてください。
A 1	修学資金貸与申請書(様式第1号)に次の書類を添付して提出してください。 1 高等学校の卒業(見込)証明書 2 合格通知書の写し 3 健康診断証明書(申請日の前2カ月以内に作成したもの) 4 本人及び連帯保証人の戸籍抄本及び住民票の写し(※マイナンバーの記載がないもの) 5 市町村長の発行する所得証明書(本人と生計を同じくする方のうち所得がある方全員分。給与所得若しくは年金所得のみの場合は、源泉徴収票でも可。) 6 その他貸与に必要な書類
Q 2	申込に必要とされる連帯保証人の要件を教えてください。
A 2	連帯保証人の要件は次のとおりです。 1 成年者であること 2 職業を有し、その収入で独立した生計を営んでいること(父母などの家族でも可) 3 この修学資金について、当該申請者以外の他の修学生等の保証人となっていないこと
Q 3	同居する祖父母が年金収入のみの場合でも、所得証明書が必要ですか。
A 3	本人と生計を同じくする祖父母であれば提出が必要です。
Q 4	年度途中からアパートを借りようと考えていますが、貸与月額も変更してもらえますか。
A 4	アパートに転居した日の属する月の翌月(転居日が月の初日の場合は当月)分の貸与月額から変更します。住所変更届等の提出が必要になりますので、転居の見込みが立った時点で、担当あてにご連絡ください。
Q 5	月額貸与金の振り込みは毎月何日ごろに行われますか。
A 5	毎月5日を予定しています(5日が銀行休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。)。なお、年度当初は事務処理の関係で時期がずれる場合がありますので、ご了承ください。

返還の免除

貸与契約の期間（正規の修業期間）が満了後、1から3の事項のいずれかに該当することとなった場合には、必要な手続きを行うと修学資金の返還が全額または一部免除になります。

1 継続従事期間が満了したとき（全額免除）

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 大学を卒業してから1年6カ月以内に医師の免許を取得すること
- ② 医師免許取得後、直ちに秋田県内の公的医療機関等において医師の業務（臨床研修を含む。）に従事すること
- ③ ②の医師の業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達すること
- ④ ③の期間のうち、その2分の1の期間（その期間に1年未満の端数がある場合は端数を切り捨てた期間）については、知事が指定する県内の公的医療機関等において医師の業務に従事すること

継続従事期間が満了して免除対象になる場合は、免除手続きに必要な書類を県から送付しますので、その書類でお知らせする期限までに提出してください。

2 業務の継続が困難と認められるとき（全額免除）

県内の公的医療機関等において医師の業務に従事する期間中に業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

該当する事由が発生した場合は、県医師確保対策室にご連絡ください。

3 返還債務の裁量免除（全額又は一部免除）

医師免許取得後、直ちに医師の業務に従事した場合において、その後、義務の履行期間を満了する前に、業務外の事由で死亡したとき、又は公的医療機関等に勤務しなくなった場合で継続従事期間が貸与期間（6年）に達したときは、修学資金の返還債務（利息の返還債務を含む。）の全部又は一部が免除される場合があります。

「公的医療機関等」とは次の医療機関をいいます

- ・ 県、市町村、日本赤十字社及び厚生農業協同組合連合会の設置する病院又は診療所
- ・ 国立大学法人が設置する病院
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院
- ・ 独立行政法人国立病院機構が設置する病院
- ・ 社会医療法人が設置する病院
- ・ 県が認定した救急病院

— 返還の免除 Q&A —

Q 1	修学資金を6年借りた場合の継続従事期間は何年ですか。
A 1	9年です。 修学資金の返還免除を受けるために必要となる継続従事期間は、貸与期間の1.5倍です。加えて、そのうちの2分の1の期間（4年）については、知事が指定する県内の公的医療機関等において医師の業務に従事することとなります。
Q 2	卒業後の臨床研修は、希望する病院で行うことができますか。
A 2	秋田県内の臨床研修指定病院の中からご自分で選択することができます。 【秋田県内の臨床研修指定病院】（14病院、平成29年2月現在） 大館市立総合病院、能代厚生医療センター、秋田大学医学部附属病院、市立秋田総合病院、秋田赤十字病院、秋田厚生医療センター、中通総合病院、由利組合総合病院、本荘第一病院、大曲厚生医療センター、市立角館総合病院、市立横手病院、平鹿総合病院、雄勝中央病院
Q 3	修学資金貸与条例に「医師となり、直ちに、かつ、引き続き県内の公的医療機関等において医師の業務に従事した場合において、・・・」とありますが、この場合の「引き続き」とはどのようなことでしょうか。
A 3	医師免許取得後できるだけ速やかに、かつ、連続した期間で県内の公的医療機関等で医師の業務に従事していただきたいという趣旨です。期間は月単位で計算することになっておりますので、1ヶ月以内に再就職の手続きが完了していれば引き続いているものとして扱います。
Q 4	臨床研修を修了した後、知事が指定する勤務医療機関はどうやって決まるのですか。本人の希望は反映されますか。
A 4	臨床研修期間中に、研修修了後の進路やキャリア形成に関する希望を「あきた医師総合支援センター」がお聞きします。その希望内容や医療機関の医師充足状況等を考慮して、最終的には、大学、県医師会、病院の代表者で構成する「地域医療対策協議会医師配置調整部会」において、勤務医療機関や勤務する時期を決定します。
Q 5	「県内の公的医療機関等」を具体的に教えてください。
A 5	公的医療機関等は次のとおりです。（平成29年2月現在） かづの厚生病院、大館市立総合病院、大館市立扇田病院、秋田労災病院、北秋田市民病院、能代厚生医療センター、秋田大学医学部附属病院、秋田県立脳血管研究センター、秋田県立リハビリテーション・精神医療センター、秋田県立医療療育センター、市立秋田総合病院、男鹿みなと市民病院、秋田赤十字病院、秋田厚生医療センター、湖東厚生病院、由利組合総合病院、国立病院機構あきた病院、市立大曲病院、市立角館総合病院、市立田沢湖病院、大曲厚生医療センター、市立横手病院、市立大森病院、平鹿総合病院、町立羽後病院、雄勝中央病院、能代山本医師会病院、JCHO 秋田病院、藤原記念病院、中通総合病院、本荘第一病院、佐藤病院、大曲中通病院、横手興生病院、市町村立診療所
Q 6	全額免除に必要な期間を県内の公的医療機関において業務に従事しました。その後の手続きはどうすればいいですか。
A 6	全額免除に達するまでの間に必要な手続きを随時行っていれば、該当する時期に県から手続きについて連絡しますので、修学資金返還免除申請書などの書類を提出してください。

Q 7	業務に従事していた期間は何で確認しますか。
A 7	従事した公的医療機関等の長が発行する就業証明書で継続従事期間を確認します。
Q 8	必要な期間を業務に従事し、修学資金返還免除申請書を提出しました。この先県から何か送付されてきますか。
A 8	修学資金返還免除申請書が提出された場合は、内容を審査し、その結果、免除を承認できるときは修学資金返還免除承認通知書を送付します。
Q 9	公的病院に勤務しながら秋田大学大学院の「社会人大学院生」となりました。この場合、病院に勤務した期間は、業務に従事した期間とみなされますか。
A 9	秋田大学大学院の「社会人大学院生」として、秋田県内の公的医療機関等に勤務する場合には、その勤務期間を、継続従事期間に算入します。

返還の猶予

貸与契約が解除された場合、又は、貸与期間満了後において修学資金の返還が免除されていない場合に、次の事由のいずれかに該当するときは、必要な手続きを行うとその事由が継続する期間（⑤については通算2年以内）は、返還が猶予されます。なお、③、④、⑤の事由の場合、返還猶予期間は継続従事期間に算入せず、継続従事期間は先送りされます。

1 返還が猶予される事由とは・・・

- ① 貸与契約が解除された後、又は貸与契約の期間が満了した後も引き続き大学に在学しているとき
- ② 県内の公的医療機関等において、医師の業務に従事（臨床研修を含む）しているとき
- ③ 大学院の医学研究科に在学しているとき
- ④ 災害や疾病、負傷等によりやむを得ず医師の業務に従事できないとき
- ⑤ 県外の医療機関又は研究機関において医療に関する専門的な知識や技術を高めるための研修を受けているとき

2 猶予を受けたいときは・・・

返還猶予の事由に該当し、猶予を受けたいときは、猶予の事由が生じた日から20日以内に必要書類を提出してください。

3 猶予事由に該当しなくなったときは・・・

返還猶予となる事由がなくなれば、速やかに公的医療機関等で医師の業務に従事するか、又は返還を開始しなければなりません。その場合、それぞれに必要な手続きを行ってください。

返還の場合は返還計画書に従って、一括返還又は分割返還を選ぶことができます。

返還猶予となる事由がなくなったにも関わらず、手続きを行わない場合は、連帯保証人の方に請求をさせていただくことになります。

— 返還の猶予 Q&A —

Q 1	県内の病院で臨床研修を受けることになりました。研修修了後も県内の公的医療機関等で医療に従事するつもりです。それでも修学資金返還猶予申請書を提出する必要があるのでしょうか。
A 1	臨床研修中を含め、県内の公的医療機関等において医師の業務に従事している期間も返還猶予の手続きが必要になりますので、書類の提出をお願いします。提出後に、県で内容を審査し、修学資金返還猶予承認通知書を送付します。
Q 2	大学を卒業後、他県の病院で臨床研修を行うことになりました。この期間は返還猶予になりますか。
A 2	猶予の対象となりません。返還をしていただくこととなります。
Q 3	大学卒業時の医師国家試験に不合格となりましたが、翌年の試験で免許を取得し、直ちに県内の病院で臨床研修を受けています。返還猶予になりますか。
A 3	猶予の対象となります。 ※医師国家試験の受験回数は2回までとなります。
Q 4	現在、公的医療機関等で業務に従事していますが、勤務を辞めて大学院に進学したいと思っています。この場合、返還猶予申請書はいつ提出すればいいのでしょうか。
A 4	大学院に進学後、直ちに在学証明の交付を受け、速やかに県に提出してください。書類の届出がないと大学院進学も公的医療機関等への従事もしていないとみなし、返還の手続きをとることになります。
Q 5	臨床研修修了後に、目指す診療科の専門研修を県外の病院で受けたいと思っていますが、可能ですか。
A 5	通算2年以内であれば可能です。 返還猶予の承認を取る必要がありますので、担当あてご連絡ください。
Q 6	病気等により業務に従事できないときは、どんな手続きをとればいいのでしょうか。
A 6	災害、疾病、負傷などやむを得ない理由により業務に従事できない場合は、「修学資金返還猶予申請書」に、そのやむを得ない理由の事実を証明する書類を添付してください。病気の場合は、病名、期間、初診日等が記載された医師の診断書を添付してください。業務を行うにあたり支障があると判断された場合には猶予対象となります。
Q 7	公的医療機関において業務に従事していますが、間もなく出産予定です。出産後は、育児休業を取得し、しばらく子育てに専念したいと考えています。その間はどのようにしますか。
A 7	育児休業期間は返還猶予事由になるので、返還猶予の承認を取る必要があります。育児休業期間が終了後、速やかに職場復帰すれば引き続き従事しているものとみなします。

修学資金の返還

返還免除・猶予にあたらぬ場合は修学資金を返還しなければなりません。

返還事由が発生しているにもかかわらず、『修学資金返還計画書』の提出がないまま2ヶ月を経過した場合は、秋田県において月賦方式により毎月の返還額を計算し、返還期日の入った納入通知書を送付します。

納入通知書が住所変更等で届かない場合は、連帯保証人への請求となりますので、やむを得ない事情で返還できない状況にある場合は必ずご連絡ください。

1 返還しなければならない事由とは・・・

- ① 修学資金の貸与契約が解除されたとき
- ② 業務外の事由により死亡したとき
- ③ 貸与契約の期間が満了した月の翌月から1年6月以内に医師免許を取得しなかったとき
- ④ 医師免許を取得後、直ちに県内の公的医療機関等において臨床研修に従事しなかったとき
- ⑤ 県内の公的医療機関等において医師の業務に従事しなくなったとき

※ ②、⑤の場合では、返還金の全部又は一部が免除される場合があります（一部免除の計算方法については、「6」をご覧ください。）。

2 返還事由が発生したときは・・・

返還しなければならない事由が発生したときは、すぐに10ページの問い合わせ先にご連絡ください。

3 返還の方法は・・・

一括返還のほか、分割して返還することができます。ただし、分割して返還する場合は、返還事由が生じた日から1年以内に月賦又は半年賦（年2回払い）による均等払い方式で返還しなければなりません。

「修学資金返還計画書」を提出していただくと、後日、返還期間・金額についての決定通知書を送付します。

なお、返還の場合には各月の貸与額について、年率10%の利息が付されます。

4 支払方法は・・・

返還月ごとの「納入通知書」を郵送しますので、返還金を添えて最寄りの金融機関の窓口で納めてください。その際、領収書は振り込まれた証明となりますので、すべての振込が終わるまで大切に保管してください。

5 返還が遅れた場合は・・・（延滞金の支払い）

返還月ごとに納入期限が決められていますので、遅れないように納めてください。もし、納入期限より遅れると年率14.5%の延滞利息を支払わなければなりません。

6 一部免除の場合の計算方法は・・・

県内の公的医療機関等での従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に達した後に返還事由に該当した場合、一部返還免除の対象になります。免除額は、以下の式によって決定します。ただし、所定の期間、知事が指定する公的医療機関等で医師の業務に従事していない場合は一部返還免除の対象となりません。

$$\text{免除額} = \text{返還債務（利息を含む）} \times \left(\frac{\text{継続従事期間}}{\text{義務履行期間 [貸与期間の1.5倍]} } \right)$$

— 修学資金の返還 Q&A —

Q 1	納入通知書が送られてきたことを忘れて、納入期限内に返還しないとうなりますか。
A 1	督促状の送付等により返還について再度通知します。それでも返還がない場合は、電話、手紙、訪問等により督促します。もし滞納状態が続くようであれば連帯保証人に請求を行います。
Q 2	現在貸与を受けた修学資金の返還中です。残金を一括で支払う場合はどうすればいいですか。
A 2	月賦又は半年賦で返還している方で、残債務（残りの返還すべき額。振替日未到来分に限りません。）を一括で返還を希望される場合は、任意の用紙で構いませんので以下の事項を記入の上届け出てください。新しい納入通知書を発行します。 ■ 貸与番号、氏名（押印）、住所、電話番号 ■ 「修学資金返還金の残金を一括返還します」
Q 3	臨床研修を修了し、公的医療機関等に勤務していますが、他県の大学の大学院に進学して研鑽を積みたいと思います。この場合はどうなりますか。
A 3	大学院への進学については、県外の医学系大学院も返還猶予の対象となりますので、関係書類を添えて「修学資金返還猶予申請書」を提出してください。大学院在学期間中は返還が猶予になります。 大学院卒業後に県内の公的医療機関に勤務した場合は、県内の公的医療機関等に勤務した通算期間が貸与期間の1.5倍となったときは全額返還免除となります。

異動と届出

1 大学在学中の届出

(1) 定期届出

毎年度貸与契約を行うため、添付書類として在学証明書を提出してください。

(2) 異動届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

○ 住所又は氏名を変更したとき

※自宅外（アパート等）と自宅の貸与額が違うため、転居の場合は事前連絡をしてください。

○ 休学、復学、転学、又は退学したとき

○ 停学の処分を受けたとき

○ 連帯保証人を変更したとき

○ 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき

2 勤務期間中の届出

(1) 定期届出

毎年4月1日における就業等の状況を指定する日までに報告してください。

(2) 異動届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

○ 住所又は氏名を変更したとき

○ 連帯保証人を変更したとき

○ 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき

○ 医師の業務に従事したとき、医師の業務に従事しなくなったとき

○ 勤務先を変更したとき

※被貸与者が死亡したときは、連帯保証人が直ちにその旨を届け出てください。

— 申請・届出 Q&A —

Q 1	結婚等により本籍、住所又は姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか。
A 1	住所及び姓が変わったときは「住所等変更届（様式第9号）」で届け出てください。住所等の変更については間違いを防止するため、電話での受付をしていません。なお、本籍だけを変更した場合の届出は不要です。
Q 2	提出書類に不備があった場合はどうなりますか。
A 2	提出書類等に不備がある場合は担当から手紙や電話、メールで確認をすることがありますので、その指示に従ってください。 手紙や電話、メールは申請されたご本人あてにいたしますが、どうしても連絡がつかない場合やその後の書類の提出がない場合は連帯保証人に連絡をすることがあります。

申請・届出に必要な書類一覧

以下に該当する事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。

※住民票の写しを提出する場合は、「マイナンバー」が記載されていないものをお願いします。

主 な 事 由	必 要 な 書 類
貸与契約が解除されたとき 貸与契約の期間が満了したとき	・ 修学資金借用証書(様式第3号)
公的医療機関等で業務を開始(臨床研修を含む)したとき	・ 修学資金返還猶予申請書(様式第6号) ・ 医師免許取得届(様式第12号) ・ 医師免許証の写し ・ 業務従事等届(様式第13号)
勤務先を変更したとき	・ 業務従事等届(様式第13号)
返還免除を受けるとき [免除要件を満たしたとき] ----- [業務による死亡・故障等のとき]	・ 修学資金返還免除申請書(様式第7号) ・ 就業証明書 ・ 勤務履歴報告書 ・ 修学資金返還免除申請書(様式第7号) ・ 医師の診断書又は戸籍抄本
返還猶予を受けるとき	・ 修学資金返還猶予申請書(様式第6号)
返還手続きを取るとき	・ 修学資金返還計画書(様式第4号)
返還計画を変更するとき	・ 修学資金返還計画変更承認申請書(様式第5号)
連帯保証人を変更したとき	・ 連帯保証人変更届(様式第8号) ・ 新連帯保証人の戸籍抄本及び住民票の写し
本人又は連帯保証人の住所・氏名を変更したとき	・ 住所等変更届(様式第9号) ・ 住所等の変更を証する書類(住民票の写し等)
大学を休学・復学・転学・退学したとき 又は停学の処分を受けたとき	・ 休学(復学、転学、退学、停学)届(様式第10号)
本人が死亡したとき	・ 死亡届(様式第14号) ・ 死亡診断書又は戸籍抄本
就業状況を報告するとき(毎年)	・ 就業等状況届(様式第15号)

<問い合わせ先>

◇ 修学資金制度、書類の提出に関して

秋田県健康福祉部医務薬事課 医師確保対策室
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
(電話) 018-860-1410 (FAX) 018-860-3883
(E-mail) ishikakuho@pref.akita.lg.jp

◇ キャリア形成相談、セミナー情報に関して

あきた医師総合支援センター(秋田大学医学部附属病院シミュレーション教育センター内)
〒010-0041 秋田市広面字蓮沼44番2
(電話) 018-884-6430 (FAX) 018-884-6457
(E-mail) info@akitamd-support.com